



奈良県立奈良北高校にて出前講義

～ 労働者の権利と現代の労働問題を考える～

奈良労働局監督課は、平成31年2月7日、奈良県立奈良北高等学校の1年5組の「現代社会」の授業に講師として労働基準監督官である監督課の担当官を派遣し、労働基準法をはじめとする労働法令全般の授業に参加しました。



参加したのは、1年5組（生徒数40名）現代社会の白石教諭の授業。同クラスにおいて、アクティブラーニング（生徒が主体的に課題設定し、グループ発表等を実施するもの）として、予め課題を設定し、生徒自らが課題の問題点とその対応策等を検討し、発表するという授業。

課題例は、次のようなもの

- ・ 飲食店でバイト中、グラスや皿を割ったことに対し、給料から代金減額された
- ・ 急な休日出勤の要請や反対に急に休業を命じられること
- ・ 正社員になれるといわれて入社したがいつまでも契約社員のまま

これらについて、生徒が自ら考え、調べた内容を発表。発表内容は十分に労働基準法や裁判例等に沿った内容で、いずれも日頃の学習理解や探求心が感じられる内容でした。

そこで、参加した担当官からは、労働基準法をはじめとする労働法が国家として制定されるに至った歴史的背景等を説明するとともに、今後も法律や社会問題に関心を持ち続けてもらいたい旨、お話をまいりました。

奈良労働局では、高校生、大学生、専門学校生を対象とした労働法令の周知を目的とした出前授業・出前講座を実施いたします。

お問い合わせ先：奈良労働局 労働基準部監督課（0742-32-0204）
奈良労働局 雇用環境・均等室（0742-32-0210）